



議案第十八号

三朝町身体障害者医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町身体障害者医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十八年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾八年参月廿参日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町身体障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町身体障害者医療費助成条例（昭和五十七年三朝町条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十条の二の規定による老人医療費の支給を受ける者」を「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十五条による医療の給付を受ける者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十八年二月一日から適用する。